

## 15 触れ合い活動の場

15-1	前提	……………	15- 1 ページ
15-2	予備調査	……………	15- 2 ページ
15-3	スコーピング	……………	15- 4 ページ
15-4	調査	……………	15- 4 ページ
15-5	予測	……………	15- 6 ページ
15-6	保全対策環境保全措置	……………	15- 7 ページ
15-7	評価	……………	15- 8 ページ
15-8	事後調査	……………	15- 89 ページ

## 15 触れ合い活動の場

### 15-1 前提

#### (1) 考え方

閣議アセスやいくつかの地方公共団体で対象とされていた「野外レクリエーション地」という環境要素は、自然公園や、公的なキャンプ場等、野外レクリエーションの場として整備された施設や地域を対象としてきた。また、地域的にはすぐれた自然を有する地域における利用を主に対象としてきた。このため、施設を伴わない野鳥観察や山菜採り等に利用されている森林や水辺は対象とされず、また、地域住民が日常的に利用する身近な自然は対象とされてこなかった。

これに対し、近年、身近な自然との触れ合いや、里山の環境等、地域住民の生活や文化に密着した自然の重要性への認識が高まってきた。

このような背景を踏まえ、「触れ合い活動の場」として、原生的な自然地域から、農林業地域、市街地域まで、地域それぞれの自然的・社会的条件に応じた触れ合い活動に着目し、適切に把握することが必要となる。これは、それぞれの地域においてそれぞれの自然的・社会的条件に応じた自然との触れ合い活動が行われていることを前提としており、それぞれの触れ合いの場が確保される必要があるとの認識による。また、触れ合い活動とは、自然を直接利用した活動だけに限るのではなく、自然を背景とした地域の生活や文化のなかで大切にされてきた場等における活動も含まれる。

植物、動物及び生態系といった環境要素は、地域の自然環境を自然環境そのものとして評価しようとするのに対し、触れ合い活動の場及び景観は、地域の自然環境を人間との関わりにおいて評価しようとするものと言える。このため、地域住民が当該地域の自然に対してどのような認識を持っているのか、生活の中でどのように関わってきたのか、あるいは利用者がどのような場を選択して利用しているかなど、住民や利用者の行動や意識を把握する必要がある。したがって、この点で、環境そのものの状況を主な調査対象とする他の環境要素とは、調査手法等が異なるものである。

#### (2) 環境要素

触れ合い活動の場における環境要素は、以下のとおりである。

環境要素	内容、観点
触れ合い活動の場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民等の自然との触れ合い活動の場及びその利用に対する影響を対象とする。</li> <li>・ 触れ合い活動の場としては、自然公園やキャンプ場等、野外レクリエーション地として整備された施設や地域等、優れた自然の地域の利用に加えて、地域住民が日常的に利用する里山等や、野鳥観察や山菜採りに利用されている森林や水辺等の、自然との触れ合いの場を広く保全することを目的とする。</li> </ul>

参考 触れ合い活動の場で対象とする活動等

区分	内容
野外活動に関する場等	不特定多数の人による自然を活用した以下のような活動が行われている場

区 分	内 容
観察・採集活動	自然観察、野鳥観察等の動物観察、植物観察、魚釣り、昆虫採集、植物採集、山菜・きのこ採り 等
鑑賞活動	景色を眺める（写真、スケッチ等含む）、花見、新緑・紅葉狩り、ホタル狩り 等
遊び・体験	木登り、川遊び、草花遊び、農林漁業体験 等
歩行活動	登山、トレッキング、ハイキング、散策、森林浴、森林セラピー 等
キャンプ・ピクニック	キャンプ、ピクニック、バーベキュー、芋煮会 等
野外スポーツ	カヌー、ボート、パラグライダー、山スキー、クロスカントリースキー（歩くスキー） 等
休養、休息	温泉浴、夕涼み 等
生活・文化との関わりの深い場	地域の生活や文化等と関わりの深い場
信仰・精神性	神社・仏閣等と一体となっている自然、信仰の対象となっている自然、伝説・言い伝え等の舞台、井戸、その他地域の象徴となるなど地域住民に親しまれたり大切にされたりしている自然や場
祭り・行事	祭りや地域の伝統的行事の場、又はその背景となっている自然 等
生活・文化との関わりの深い動植物種等	地域の生活や文化等と関わりの深い動植物種等及びその分布地
利用対象種	食用、加工品の材料、その他地域の生活や産業等の中で利用されている種
信仰・精神性	信仰の対象、伝説・言い伝え、その他地域の象徴となるなど地域住民に親しまれたり大切にされたりしている種や対象

なお、対象について景観と重複する場合があるが、景観は視覚面に着目した影響評価を行い、触れ合い活動の場では利用状況等に着目した影響評価を行うこととし、同一の対象であってもそれぞれの環境要素で別々に対象とする。

生活・文化との関わりの深い動植物種等については、触れ合い活動の場ではなく、それぞれ動物、植物のなかで注目種として対象とする方法もある。

## 15-2 予備調査

### (1) 予備調査の目的

予備調査の目的は、何を対象として環境影響評価を行うか及び調査、予測及び評価の手法（**保全対策環境保全措置**の方針を含む）を検討するために必要な情報を得ることにある。そのために、地域一帯の自然環境の特性と人と自然との関わりの歴史等を踏まえ、どのような自然との触れ合い活動が行われているか、その中で対象事業実施区域はどのような位置付けにあるかを把握する。

### (2) 予備調査の項目

予備調査の対象とすべき事項は、①の触れ合い活動の場の状況とし、②以下の関連項目については、触れ合い活動の観点から以下のような事項を把握する。

予備調査項目		調査内容
①触れ合い活動の場の状況	対象事業実施区域及びその周辺区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境の概況</li> <li>・人と自然との関わりの歴史の概要（いつ頃から人が住んできたか、どのように自然を利用してきたか、現在どのように利用しているか等）</li> <li>・主要な触れ合い活動の場の分布及び、利用の特性（利用の特性とは、非日常的利用か日常的利用か等）及び利用の歴史</li> </ul>
	対象事業実施区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境の概要</li> <li>・周辺住民の自然環境との関わりかた（歴史的経緯含む）</li> <li>・触れ合い活動の場の有無、分布、場を形成している自然環境の状況（潜在的な可能性のある場を含む）、利用の状況及び、利用の特性（潜在的な利用の場の場合は、可能性のある利用の内容、特性を推定）及び利用の歴史</li> </ul>
②水象、地象、動植物、景観・文化財、土地利用の状況		・触れ合い活動の場を構成する自然環境の基本的な特性
③人口、交通の状況		・利用に関連する基礎的な情報
④法令による指定及び規制等の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然公園の指定、文化財の指定、風致地区の指定、景観法及び景観条例による指定</li> <li>・その他県及び市町村の触れ合い活動の場に係る計画、目標等</li> </ul>
⑤その他		・将来の触れ合い活動の場の構成要素、利用等に影響を与えると想定される開発動向等

### （３）予備調査の範囲

予備調査の範囲は、対象事業実施区域及びその周囲 10～20km 四方位程度の範囲を目安として、地形的な一体性や、観光地、幹線道路、市街地等の分布を考慮して設定する。

### （４）予備調査の方法

予備調査の方法は、既存文献等を基本とするが、①触れ合い活動の場の状況のうち対象事業実施区域に係るものは、既存文献等に加え、聞き取り、現地確認による。

予備調査項目		調査方法
①触れ合い活動の場の状況	対象事業実施区域及びその周辺区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主として以下の既存文献等の収集、整理 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地形図、植生図、土地利用図等</li> <li>・県、市町村の文化財関係資料</li> <li>・全国観光情報ファイル</li> <li>・観光便覧、観光パンフレット</li> <li>・市町村誌、県、市町村資料等</li> <li>・自然体験活動等を実践する NPO の資料</li> <li>・環境省・国土交通省・農林水産省等国の自然触れ合い活動に係る資料</li> </ul> </li> </ul>
	対象事業実施区域	・上記の既存文献等を踏まえ、聞き取り、現地確認
②水象、地象、動植物、景観・文化財、土地利用等の状況		・それぞれの予備調査の結果等より把握
③人口、交通の状況		・地形図、市町村資料等の収集、整理
④法令による指定及び規制等の状況		・自然公園の公園計画図及び計画書、文化財関連資料、風致地区指定関係資料等、県、市町村資料の収集、整理

予備調査項目	調査方法
⑤その他(将来の開発動向等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県、市町村資料の収集、整理</li> <li>・ 市町村の聞き取り</li> </ul>

(5) 予備調査結果のとりまとめ

●触れ合い活動の場の概況の記述内容及び作成図表例

- 1 対象事業実施区域周辺(広域)の触れ合い活動の場の状況
  - ・ 自然環境の概要についての記述
  - ・ 人と自然との関わりの歴史的背景、現状等についての記述
  - ・ 主要な触れ合い活動の場の分布及び利用特性の記述

【図表】 主要な触れ合い活動の場一覧、主要な触れ合い活動の場分布図(図のスケールは、1/25,000~1/50,000)  
必要に応じ、土地利用等人と自然との関わりの変遷を示す空中写真、地形図等の資料
- 2 対象事業実施区域の触れ合い活動の場の状況
  - ・ 自然環境の状況を踏まえた、触れ合い活動から見た対象事業実施区域の位置付け、想定される触れ合い活動の場及び利用の状況

【図表】 必要に応じ触れ合い活動の場分布図(この場合、スケールは1/10,000程度のものを使用)等
- 3 触れ合い活動の場保全上の留意点
  - ・ 上記の内容及び関連する②から⑤の内容を勘案し、触れ合い活動の場の保全上の留意点を記述(関連事項のうち、触れ合い活動に係る内容については概要を記述)

15-3 スコーピング

考え方

- ・ 植物、動物を項目として選定する場合及び水辺が存在する場合、選定する。
- ・ 予備調査の結果、触れ合い活動の場の存在について情報が得られなかった場合であっても、触れ合い活動の場については既存情報が十分ではないこと、予備調査段階の調査程度では利用がないとは言い切れないことから、むしろ、自然環境の状況に着目し、触れ合い活動の可能性がある場合(動植物や地形・地質等の対象とする自然環境が存在する場合)は対象とする。

15-4 調査

(1) 調査の内容

(技術指針 別表第3)	
1 分布	対象事業実施区域及びその周辺区域における触れ合い活動の場として利用されている地域を把握する。
2 主要な触れ合い活動の場	対象事業実施区域及びその周辺区域における主要な触れ合い活動の場を把握するとともに、その立地及び利用の状況等について把握する。 必要に応じて歴史的・文化的背景又は地域住民の意識等についても把握する。

調査内容は以下のとおり。

環境要素	調査内容
分布	・ 触れ合い活動の場の分布
主要な触れ合い活動の場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主要な触れ合い活動の場の抽出</li> <li>・ 抽出した対象について、以下の事項</li> </ul>

	○利用状況（住民、利用者の意識含む） ○資源状況、周辺環境の状況等 ○アクセスの状況
--	--

**(2) 調査の方法**

	(技術指針 別表第3)
(分布) 既存文献等又は聞き取りにより、触れ合い活動の場の分布を確認する方法等とする。 (主要な触れ合い活動の場) 既存文献等又は聞き取りにより、主要な触れ合い活動の場を抽出するとともに、現地調査等によりその立地及び利用の状況等を確認する方法等とする。	

**<分布>**

- ・ 予備調査の結果に基づき、触れ合い活動の可能性のある場所について現地調査を実施し、実際に触れ合い活動として利用されている範囲を把握する。
- ・ その場合、既存文献等や聞き取り調査から、利用に関する情報がある場合はその場所を調査する。また、利用に関する情報がない場合であっても、日常的な触れ合い活動等に利用される可能性が高い場所に着目した調査を実施する。
- ・ 調査結果は、触れ合い活動の場位置図、現況写真、触れ合い活動の場一覧表等を作成し、とりまとめる。

日常的な触れ合い活動の場として留意すべき環境条件

留意すべき環境条件	具体的な場所の例
水辺	・ 小動物のすむ川、用水、ため池 ・ 広がりのある河原 ・ 見晴らしの良い川沿いの道、土手 ・ 湧水地 等
みどり	・ 鎮守の森 ・ 林床が比較的疎な雑木林、新緑、紅葉の美しい雑木林 ・ 斜面林と農地、集落などからなる里山、田園風景 ・ シンボルとなる並木、花木の並木、歴史的な並木 等
地形的要素	・ 平野から眺められ、山頂からも見晴らせる裏山 ・ 見晴らしの良い台地の肩、尾根の道 ・ 溪谷、滝、淵、巨石 等
歴史的、文化的環境	・ 神社の境内や広場 ・ 遺跡や古墳 等

**<主要な触れ合い活動の場>**

- ・ 予備調査及び聞き取り等の結果を総合し、主要な触れ合い活動の場を確定する。
- ・ 主要な触れ合い活動の場についての現地調査を行い、以下の項目を把握する。
  - ① 触れ合い活動の場の利用状況（住民、利用者の意識含む。）
    - ・ 既存文献等及び現地調査により、利用者数、利用者の属性、利用（活動）内容、利用している範囲又は場所、特に利用の多い場所や滞留時間の長い場所等を把握する。
    - ・ 利用者が何を求めて来ているか、どういう環境条件を好んでいるか等について、利用状況の解析又は利用者への聞き取り等により把握する。
    - ・ 利用者とは別に、地域住民が当該地域をどのように認識しているか、過去を含めてどのような関わりをもってきたか等について、聞き取り、アンケート

調査等により把握する。

② 触れ合い活動の場の資源状況、周辺環境の状況等

- ・地形・地質、植物、動物等の調査結果及び現地調査により、触れ合い活動に利用されている場の資源の内容、特性を把握する。その際、利用の直接対象となっている資源の状況、特に利用が多い場所の資源の状況を明確にするよう努める。
- ・また、自然との触れ合いの場として直接利用されていないが、背景となっている環境や、利用対象の資源の存続に重要な環境等について明らかにする。

③ 触れ合い活動の場へのアクセスの状況

- ・現地調査、利用者のアンケート調査等により、触れ合い活動の場への主なアクセスのルートを把握する。
- ・触れ合い活動の場近傍のアクセスルート周辺の環境条件を、現地調査により把握する。

<留意点>

- ・施設等が整備されていない場の利用や、日常的な触れ合い活動については、既存文献等はほとんど期待されないため、場所の抽出から利用状況その他に関する調査まで、現地確認や地域住民の聞き取りが非常に重要である。
- ・利用者や地域住民が当該環境をどのように認識しているかを把握することが重要であり、聞き取りやアンケート調査等を実施することが望ましい。

(3) 調査地域及び地点

(技術指針 別表第3)

調査地域は、対象事業の実施により触れ合い活動の場に対する影響が想定される範囲を含む地域を設定する。  
 調査地点は、既存文献等又は聞き取りを参考に、調査地域を適切に把握できるよう設定する。

<調査地域>

- ➡調査地域は、影響を受ける触れ合い活動の場やそのアクセス等を含む地域とする。

<調査地点>

- ・調査地点は、事業により直接的・間接的影響を受ける触れ合い活動の場とする。
- ・事業が触れ合い活動の場へのアクセスに影響を与える場合、アクセスルートだけでなくルートを利用する触れ合い活動の場も調査地点とする。

(4) 調査期間等

(技術指針 別表第3)

調査期間は、年間を通じた状況を把握できるよう設定する。  
 調査時期は、利用状況等の季節変動等を考慮して設定する。

- ➡調査は活動内容に応じて利用される季節の別々に実施するものとし、それぞれの季節の利用がピークとなる時期（晴天の休日等）に調査を行う。

15-5 予測

(1) 予測の内容

(技術指針 別表第3)

直接的・間接的影響による以下の項目に対する変化の程度又は消滅の有無を予測する。

- 1 分布
- 2 主要な触れ合い活動の場

(2) 予測地域及び予測地点

- ・予測地域は調査地域に準ずる。
- ・予測地点は調査地点に準ずる。

(3) 予測対象時期等

<工事中>

→工事による影響が最大となる時期とする。工事計画において工期・工区が設定され、それぞれの工事が間隔をおいて実施される場合には、各工期・工区ごとの予測を行う。

<供用後>

→事業計画において予定されている施設等が通常の状態稼働する時期とする。施設等の稼働が段階的に行われ、その間隔が長期に及ぶ場合は、それぞれの段階ごとに予測する。

(4) 予測の方法

(技術指針 別表第3)

直接的影響は、対象事業計画を重ね合わせるにより予測する。  
間接的影響は、類似例又は経験則等により予測する。

- ・事業に伴う直接的影響は、事業計画による改変区域図を作成し、触れ合い活動の場位置図等と重ね合わせるにより予測する。
- ・直接改変以外の場合は、以下に示す観点から、既存の類似事例との比較等により影響の程度を予測する。
  - ① 周辺環境の改変や利用等に伴う、触れ合い活動の対象資源の変化の程度
    - ・地形・地質、植物、動物等の予測結果や事例の引用・解析等により、ふれあい活動の対象資源の分布、量等の変化を予測。利用上の重要度等に応じて影響を整理
  - ② 周辺環境の改変や利用等に伴う、触れ合い活動の場の利用環境の変化
    - ・地形・地質、植物、動物、騒音等の予測結果及び利用状況や利用者の意識の解析結果を踏まえ、事例の引用・解析等により、快適性等利用者への心理的影響を予測
  - ③ 周辺環境の改変や利用等に伴う、利用者のアクセスの阻害やルートの変化
    - ・アクセスルートへの物理的な影響を踏まえ、利用状況の変化や利用者への心理的影響を予測

15-6 保全対策環境保全措置

予測結果に基づき、環境に対する影響緩和の考え方から、**保全対策環境保全措置**を検討する。

なお、具体的な**保全対策環境保全措置**の例としては、以下のようなものが想定される。

1 回避

- ・区域の変更、造成計画の変更等により、触れ合い活動の場又は触れ合い活動の場へのアクセスルート並びに触れ合い活動に重大な影響を与える周辺環境を直接改変域



からはずす。

## 2 最小化低減

- ・区域の変更、造成計画の変更等により、触れ合い活動の場又は触れ合い活動に重大な影響を与える周辺環境の直接改変部分をできる限り少なくする、又は核心部分はずす。

## 3 修正

- ・改変した触れ合い活動の場又は触れ合い活動に重大な影響を与える周辺環境について、現在の状態に近い形態での整備を行う。

## 5-3 代償

- ・事業によって失われる触れ合い活動の場又は触れ合い活動の場へのアクセスルート並びに触れ合い活動に重大な影響を与える周辺環境を代わりに造成する。

### 15-7 評価

#### (1) 評価の内容

評価の内容は、予測の内容に準じる。

#### (2) 評価の方法

評価は、調査結果、予測結果及び環境に対する影響緩和の考え方を踏まえ、次の観点から事業者の見解を明らかにする。

##### ① 環境に対する影響緩和（ミティゲーション）の観点

- ・配置、工法等に係る**保全対策環境保全措置**を組み込んだ複数の案について、環境影響評価の項目ごと及び触れ合い活動の場に係る項目総合の予測結果を比較することにより、事業者が実行可能な範囲においてできる限りのミティゲーションが図られているか否かを判断する。
- ・複数案及び複数の項目の予測結果に基づく影響の大きさの比較は、現況の利用状況と改変量や影響量を掛け合わせた数値の総和等の定量的指標を設定することが望ましいが、定量的な指標の設定が困難な場合は、影響の大、中、小といった定性的な比較でもやむを得ない。
- ・複数案の比較を行わない場合は、その理由及び当該案により緩和が図られていることを明らかにする。

##### ② 環境保全のための目標等との整合の観点

→以下のような目標等との整合が実行可能な範囲においてできる限り図られているか否かを判断する。

- ⊖・事業者自ら設定した目標
- ⊖・自然公園、都市公園等の法令等により保全対象となっているレクリエーション資源
- ⊖・県及び市町村の計画等においてレクリエーション資源の保全又は育成を図ろうとしている地域等における開発の基準等
- ⊖・その他、触れ合い活動の場の保全上望ましい水準に係る科学的知見

## 15-8 事後調査

### (1) 事後調査の項目

・選定項目のうち、相当程度の影響が想定される場合や予測の不確実性が高い場合等について、事後調査の対象とする。特に、代償による**保全対策環境保全措置**を実施した場合は必ず事後調査を行う。

### (2) 事後調査の内容

・触れ合い活動の場の利用の状況

### (3) 事後調査の方法

・現況調査手法に準じる。

### (4) 事後調査期間等

- ・調査時期は、原則として予測対象時期とする。
- ・相当程度の影響があり、触れ合い活動の場の**修復等低減等**の対策を講じた場合は、5年間程度を目安に継続的な調査（1、3、5年目等）を実施する。